

表2. 中野区グリーン購入ガイドライン（抜粋版）

区分	品目	グリーン購入対象品目の判断の基準及び配慮事項
紙類	紙類共通	<p>【判断の基準】</p> <p>●バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして手続きが適正になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
納入印刷物	ポスター・チラシ・冊子状のもの (別記へジャンプ)	<p>【判断の基準】</p> <p>○非塗工印刷用紙の場合、古紙パルプ配合率100 %かつ白色度70 %程度以下であること。(従前)</p> <p>○塗工印刷用紙の場合、古紙パルプ配合率70 %以上かつ塗工量が30 g/m²・片面最大で17 g/m²以下であること。(従前)</p> <p>◎納入印刷物に係る判断の基準は、当面の間は暫定対応とし市場動向を勘案しつつ、今後見直すことを検討する。【別記】</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○オフセット印刷については、芳香族成分が1 %以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。</p> <p>○白い紙と色紙の併用を避けること。</p> <p>○大豆油インクを使用すること。</p>
文具類	文具類共通	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②材料に木質が含まれる場合にあつては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>※) 文具類に定める品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>